

工場認可申請の手引き

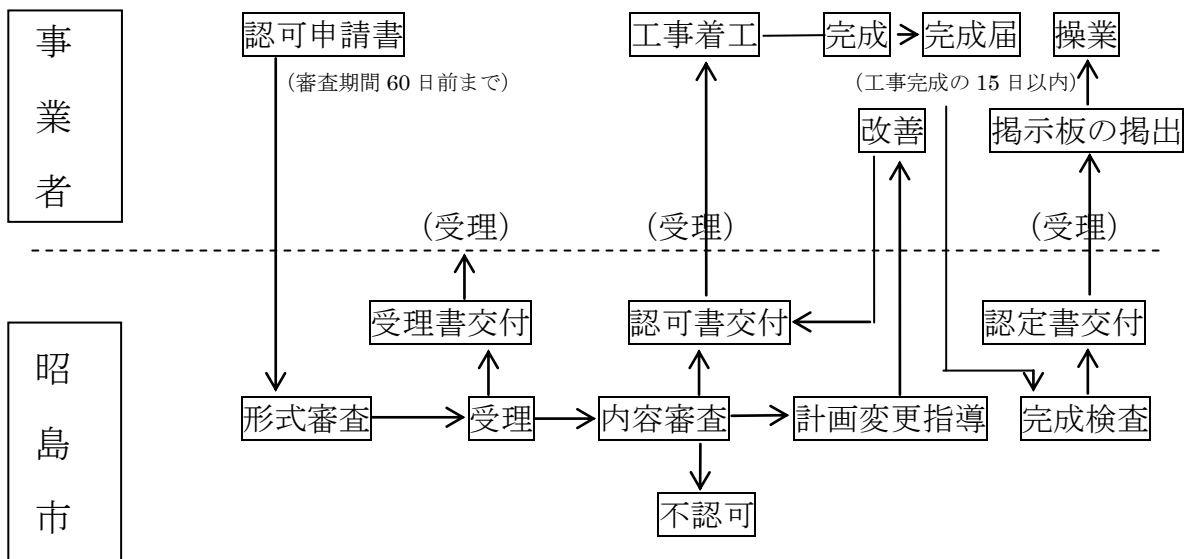
昭島市環境部環境課環境保全係

工場認可の手続について

昭島市環境部環境課環境保全係

東京都では工場など事業活動に伴って発生する公害を未然に防止するため、環境確保条例による工場の認可制度を設けています。この制度は工場の設置又は変更が予定される時点においてその工場が条例に規定される規制基準等に適合するか否かについて審査し、必要に応じて指導を行うものです。

次図は、工場の設置又は変更を計画したときから、操業を開始するまでの事務手続を表したものです。



1 手続きのあらまし

(1) 工場設置（変更）認可申請

新しく工場を設置又は変更しようとする場合は、設置又は変更の計画が確定した時点でできるだけ早く申請してください。

申請は所定の申請用紙に工場の内容を記載し建物の構造、施設の設置等の図面を添付して環境課へ2部提出します。

提出された書類は窓口で形式的な審査を受け、手数料を納入し、受理されます。

(2) 審査

環境課で提出された書類に基づいて申請内容について公害上の審査をします。

(3) 認可

審査の結果、申請内容が環境確保条例等の規定に適合すると認められる場合は、申請が受理された日から60日（工場の施設が特殊である場合は60日を越えることもあります。）以内に認可書が交付されます。

なお、認可書は再交付しませんので大切に保管してください。

(4) 設置工事

認可書が交付されると、工場の設置又は変更の工事を開始することができます。

工事にあたっては、認可書の内容を十分確認し、工事を実施してください。

(5) 工事完成届

工事が完成したら、その日から 15 日以内に環境課環境保全係へ工事完成届を提出してください。工事完成届の用紙は認可書と一緒にお渡しします。

(6) 検査

完成した工場が認可内容及び関係法令に適合しているか、立ち入り検査により確認します。

(7) 認定

検査の結果、完成した工事が認可内容及び関係法令に適合すると認められる場合は完成届が受理された日から 10 日以内に認定書が交付されます。

認定書が交付されて、はじめて操業を開始することができます。操業の開始後も公害防止のためのいろいろな責務が課せられていますので注意して操業してください。

(8) 表示板の掲出について

認可を受けた工場は条例に定められた様式により、表示板を工場入口などの見やすい位置に掲出してください。(別紙資料参照)

2 申請に必要な書類等

(1) 工場設置(変更)認可申請に必要な書類及び図面

- ① 工場設置(変更)認可申請書
- ② ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生施設の構造、使用の方法並びに処理の方法
- ③ 粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法
- ④ 汚水の発生施設の構造並びに処理の方法
- ⑤ 騒音又は振動発生施設の構造等
- ⑥ 地下水の揚水施設の構造等
- ⑦ 工場周辺の付近図(学校・病院及び道路の状況を明示すること。)
- ⑧ 敷地内建物の配置図及び構造図
- ⑨ 建物内の施設の配置図
- ⑩ 施設の構造図

上記のうち①から⑥については、用紙が環境課にあります。また②から⑥については、業種及び施設の内容によっては必要のないものもありますので係員が説明いたします。

なお、これらの書類及び図面の記載方法については別紙を参考にしてください。

(2) 工事完成届に必要な書類

工事完成届出用紙については環境課にあります。

(3) 申請手数料

工事設置(変更)認可申請書の提出時に次の手数料が必要です。

設置認可	作業場床面積	500 m ² 以下	8,700 円
		500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	14,200 円
		1000 m ² を超えるもの	20,200 円
変更認可	作業場面積に係らず		7,600 円

3 申請書の提出先

昭島市環境部環境課環境保全係

4 公害防止管理者の設置及び届出

申請した工場の種類規模によっては、公害防止管理者の選任及び届出が必要です。

5 関係法令についての確認

設置又は変更を計画している工事の事業内容、規模等によっては、建築基準法など他の法令の規定でそれらの行為が制限される場合もあります。疑問がある場合は関係機関に事前に問い合わせてください。

6 条例以外の公害法令による手続き

工場の施設のうち、騒音規制法、振動規制法等による規制を受ける場合があります。工場認可とあわせて、それぞれの法令による手続きが必要です。

操業開始後に必要な手続きについて

以上のような手続を経て工場の操業を開始することになりますが、その後も次のような変更を行う場合は、その都度手続が必要です。

1 工場変更認可（条例第 82 条）

工場の業種、作業、建物（作業場面積の増減、位置の変更等を含む）及び施設を変更しようとする場合は、あらかじめ変更認可申請をしてください。

2 変更届及び廃止届（条例第 87 条）

工場の氏名及び住所（法人の場合は名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地）に変更があった場合又は工場を廃止した場合はその日から 30 日以内に届を提出してください。

3 承継届（条例第 88 条）

工場を譲受け又は借り受けた場合及び相続又は合併が行われた場合は、その日から 30 日以内に承継届を提出してください。

工場設置（変更）認可申請の記載要領

申請書の各様式の欄外に記入上の注意事項がありますので良く読むとともに、次の点に留意してください。

① 第7号様式（第30条関係）その1 （認可申請書1面）

ア 申請者の住所、氏名

住所：申請しようとする工場が法人である場合は本社の所在地、個人の場合は申請人の住所を記入してください。

氏名：法人名（会社名）を記載するとともに、役職（代表取締役社長等）と氏名を記入し、登録された代表者職印を捺印してください。

イ 既認可番号等

変更認可申請の場合のみ記入してください。

ウ 工場の名称

個人の場合は、申請人の氏名又は別途事業所名が定めてあればどちらを使用してもかまいません。

法人の場合は、〇〇〇〇㈱〇〇工場のように記載してください。

エ 工場の所在地

既に工場が所在している住居表示に従ってください。なお、住居表示がされていない地域については、できるかぎり分かる範囲で記載してください。

オ 用途地域

都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた、用途地域を記入してください。

カ 水域

「多摩川」と記入してください。

キ 業種・作業の種類

業種の種類については、下記に掲げる業種に従って記入してください。その他の業種に該当する場合はその内容について記入してください。作業の種類については、条例の別表第1（別紙資料参照）に掲げる名称を記入してください。

（業種の分類）

1 製造業

- （1）食料品製造業 （2）飲料・たばこ・飼料製造業 （3）繊維工業 （4）衣類・その他の繊維製品製造 （5）木・木製品製造業 （6）家具・装備品製造業
（7）パルプ・紙・紙加工品製造業 （8）出版・印刷・同関連産業 （9）化学工業
（10）石油製品・石炭製品製造業 （11）プラスチック製品製造業 （12）ゴム製品製造業 （13）なめし革・同製品・毛皮製造業 （14）窯業・土石製品製造業
（15）鉄鋼業 （16）非鉄金属製造業 （17）金属器具製造業 （18）一般機械器具製造業 （19）電気機械器具製造業 （20）輸送用機械器具製造業 （21）精密機械器具製造業 （22）武器製造業 （23）その他の製造業

2 電気・ガス・水道業

3 サービス業

- （1）洗濯・理容・浴場業 （2）自動車整備業 （3）その他のサービス業

4 その他

ク 主要生産品

最終的に生産される品目を記入してください。なお、当該工場が製品の加工のみを行い生産品目がない場合は主たる加工品等の名称を記入してください。

ケ 資本金

申請者が法人の場合は、定款に記載されている資本金を記入してください。
なお、申請者が個人の場合は空欄とします。

コ 作業時間

当該工場において通常行われる作業時間を記入してください。

サ 自動車の出入り口が接する道路の幅員

自動車が出入りする出入り口のうち、主要な出入り口が直接接している道路の幅員を記入してください。

シ 100m 以内の学校・病院等の所在位置

近隣建物の用途及び配置並びに道路状況を明らかにした図面（工場付近図）を添付してください。なお、工場敷地境界線から 100m 以内の学校・病院等が存在した場合は、図面上に位置を明らかにしてください。

ス 工事着工（完成）予定

建設工事の着工（完成）予定年月日を記入してください。

セ 従業員数

工場の業務に従事する職員数（事務員、作業員、アルバイト等を含む）を記入してください。

ソ 常用雇用者数

従業員数のうち常用者数を記入してください。

タ 公害防止担当部課（責任者氏名）

公害に関する事務処理等を行う部課及び権限及び責任を有する者の氏名を記入してください。

チ 連絡先

当該届出についての問い合わせ先を必ず記入してください。

② 第7号様式 その2（認可申請書2面）

ア 敷地・建物の状況

・建物の配置等（別紙1 その1）

別紙図面により、敷地内の全ての建物の配置を記入するとともに、建物の名称、番号、用途について必ず記載してください。

・建物の棟別用途・構造・面積等（別紙1 その2）

上記の図面上の全ての建物ごとに通し番号をつけ、下記記載要領及び建築確認通知書など参考にしてください。なお、作業場として利用する建物については、建物の構造が確認できる平面図、立面図、側面図などを添付してください。

（事例）

建物の用途：事務所・倉庫・第1工場・第2工場・材料置場等
構 造：木造・鉄骨造・ブロック造・鉄筋コンクリート

イ 施設の状況

申請書の下の備考を参照してください。(別紙1 その3)

ウ 動力用電力

機械設備の電動機の合計出力を記入してください。

エ その他の電力

機械設備の動力以外の電力(換気扇、ヒーターなど)

オ 総燃料油使用量

工場において使用する1日あたりの燃料油の総量を記入してください。

カ 総用水量

工場において使用する1日あたりの総用水量を記入してください。

キ 取水方法

作業のため使用する水(上水道、工業用水道、地下水)の貯留方法について記入してください。

ク 総排水量

工場から排出する1日あたりの総排水量について記入してください。

ケ 工場で取り扱う有害ガス又は有害物質

条例別表第3・第4に掲げる物質のうち工場で取り扱っているものを記入してください。(別紙資料参照)

コ 作業の工程

工場の作業フローの概要を記入してください。言葉で説明及び記入できない場合は必要に応じ別紙により図面などを添付してください。なお、屋外作業欄については、屋外で作業するときは、その内容を記入してください。(たとえば、ショベルカーによる骨材の搬入作業)

サ 公害防止措置の概要

例えば、粉じん：バグフィルター装置

騒音：建屋による防音

振動：防振ゴム

排水：沈砂池＋中和層

など、発生源ごとに記入してください。

③ 別紙1 その1(敷地内建物の配置及び給排水系統図)

省略

④ 別紙1 その2(建物の棟別用途・構造・面積等)

省略

⑤ 別紙1 その3(機械・設備等の施設)

ア 工場における施設番号

生産活動に伴う施設等のうちばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音及び悪臭を発生する主たる施設及び機械ごとに番号を付してください。なお、番号については、設備の配置図面と対比できるようにしてください。

イ 種類

機械の設備又は施設の一般的名称を記入してください。

ウ 公称能力

メーカーの型番及び公称能力を記入してください。

エ 台数

同一の機械が複数ある場合はその台数を記入し、工場における施設番号欄に〇～〇番と記入してください。

⑥ 別紙2 その1 (ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生施設の構造・使用の方法)

ア 工場における施設番号

申請書の他の様式と一貫したものとし、図面にも名称、番号を記入してください。

イ 種類・名称・型式

ばい煙、粉じん、有毒ガスの種類区分と発生施設の名称、型式を記入してください。

ウ 使用開始予定年月日

発生施設ごとの使用予定年月日を記入してください。

エ 規模

発生施設の種類によっていずれかの一項目を記入してください。

○ 主要寸法 (m) 又は定格出力 (kw)

粉じん、有害ガス、発生施設の場合、発生施設の大きさ (m) 又は発生施設に付属する電動機の定格出力を記入してください。

○ 伝熱面積等該当する項目についてはすべて記入してください。

ボイラーの場合には伝熱面積を加熱炉、焼却炉の場合には原材料処理能力又は焼却能力欄に記入してください。

オ 使用状況

発生施設の使用状況及び季節変動について記入してください。

季節変動の例：暖房期のみ使用 年間使用 (冬期は夏期の 20% 増)、
予備用 (年間稼働日数 10 日以下)

カ 原材料

ばい煙、粉じん、有害ガス発生に影響のあるものについて記入してください。

○ 種類

当該発生施設で使用する原材料の主な種類について記入してください。

例：焼却炉の場合、都市ごみ等

○ 使用割合

2 種類以上の原材料を使用する場合の使用割合について記入してください。

○ いおう分等

原材料中のいおう、カドミウム又は鉛の含有率を重量%等記入してください。

キ 燃料又は電力

発生施設で使用する燃料について記入してください。

○ 種類 LSA、灯油等

○ 灰分・いおう分 燃料中のいおう分を記入 (燃料分析表参照)

○ 発熱量 燃料の発熱量を記入（燃料分析表参照）
発熱量について電力を使用する場合は容量を記入

○ 1日の使用量 1日の使用量を記入

○ 混焼割合 2種類以上の燃料を使用するときの割合を記入

⑦ 別紙2 その2（ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理の方法）

ア 処理施設の工場における施設番号

別紙1 その3「機械・設備等の施設」欄に記入した施設番号を記入してください。

イ 処理する発生施設の工場における施設番号

工場における発生施設の呼称番号を記入してください。別紙2その1の施設番号を同一順で記入し、発生施設と処理施設との関係を明らかにしてください。

ウ 処理能力

ばい煙、粉じん、有害ガスの処理装置がある場合処理装置の入口及び出口の状態（総排出物の量は入口の状態）について記入し、煙突又は排気塔のみの場合は入口の状態について記入してください。

排ガス温度、酸素濃度、ばいじん濃度、いおう酸化物の量は必ず記入してください。

エ 煙突の高さ、内径、排出速度については必ず記入してください。

⑧ 別紙3（粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法）

省略

⑨ 別紙4（粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法）

ア 工場における施設番号

第7号様式、別紙2に同じ

イ 名称・形式・基数

各施設ごとに名称（例：磨砕機、ふるい等）、型式（メーカー名と〇〇〇式、型式番号、記号等）、基数を記入してください。

ウ 使用開始予定年月日

施設ごとの使用開始予定年月日を記入してください。

エ 規模

施設の区分に従って該当する欄にいずれも公称能力を記入してください。

オ 使用及び管理の方法

粉じんの飛散防止の方法を該当するところに記入してください。

⑩ 別紙5その1（汚水の発生施設の構造等）

水を使用する全施設（生活系以外）について、終業時の洗浄排水等も含め、もれなく記入してください。

ア 工場における施設番号

申請書の他の様式と一貫したものとし図面にも名称・番号を記入してください。

イ 排水量、水質

主となる各該当項目に記入してください。

⑪ 別紙5その2（汚水の処理の方法）

特に工程以外の生活系の浄化槽等についての記入漏れに注意してください。水質等が不明な場合は装置の仕様書、カタログあるいは施工担当者等により確認してください。（仕様書、カタログ等のコピーを追加提出いただく場合もあります。）

ア 処理施設の工場における施設番号

工場における施設番号については、図面にも名称・番号を記入してください。

イ 処理する発生施設の工場における施設番号

生活系の浄化槽の場合は、発生施設が特にありませんので、例えば「事務所」のように建物名の記入でもかまいません。

ウ 種類・名称・型式・構造・主要寸法（m）

様式別紙5に記入しきれない複雑な場合は、「別紙○のとおり」と記入し、他の適当な用紙による申請でも結構です。

エ 能力（・/日）

能力は、その処理施設で最大可能な能力を記入してください。

オ 処理の方式

沈澱処理、浮上処理、ろ過、中和、凝集処理、吸着等と記入してください。

また、記入しきれない複雑な場合は、「別添○のとおり」と記入し適当な用紙に処理の流れを記入していただいても結構です。

カ 使用状況

使用状況は、浄化槽のように1日中稼動しているものは0時～24時とし、操業時間のみ使用のものはその時間を記入してください。

キ 汚水量と水質

該当する項目について記入してください。

ク 各排水口の汚水量・水質

排水口については、浸透枡や雨水排水口についても記入をお願いします。また、図面にも記入をお願いします。

ケ 残さ

生成量については、少量の場合は年間の数値を記入してください。

コ 図面について

別紙1の図面は、給排水系統（給水青、排水赤の色分け）と敷地外への排水口（区別が分かるよう）あるいは敷地内浸透枡や雨水排水経路の位置について記入されていること。

また、途中に処理施設がある場合は、その位置についても明示してください。

⑫ 別紙6（騒音又は振動発生施設の構造）

ア 工場における施設番号

申請書の他の様式と一貫したものとし、機械の配置図面にも名称、番号を記入してください。

なお、図面は、施設の配置のほか位置が明確にわかるように寸法を記入してください。

また、設備が多く別紙6の様式に記入できない場合は、次頁を参考に別紙を

添付してください。

発生源（1m 地点）の騒音レベル及び振動レベルについては、メーカーの資料及び現場の測定データを基に記入してください。

騒音又は振動発生施設の構造

施設 番号	名称	型式	公称能力 (K W)	台数	使 用 開 始 予 定 年 月 日	1 日の使用 時間	騒音・振動 の 防 止の 方法	騒音・振 動 レ ベル 1 m地点
1	洗浄ポンプ	50PLK	0.75	1	10. 2. 5	8～17 時	プラント内 に配置 6 mmの壁で 囲う	70dB
2	集塵機	HCDSZ	1.5	1	〃	〃		75
3	ミキサー	SF-j	15.0	1	〃	〃		90
4	ミキサー洗浄ポンプ	MZ-715	2.2	1	〃	〃		75
5	バイプロモーター	KEE-2	0.15	1	〃	〃		80
6	計量用コンベヤー	GM-L	7.5	1	〃	〃		65
7	バイプロモーター	KEE-1	0.15	1	〃	〃		80
8	コンプレッサー	55U	7.5	1	〃	〃	機械室内 ブロック 150 mm	75
9	ポンプ	SPH-65	2.2	1	〃	〃		70
10	ポンプ	SPS- 〃 〃 〃 -65	2.2	1	〃	〃		70
11	ロータリフィーダ	GM-Lj	1.5	1	〃	〃	鋼板 6 mm で囲う	65
12	スクリュウコンベヤ	GM-/15	2.2	1	〃	〃		65
13	スクリュウコンベヤ	GM-1/15	2.2	1	〃	〃		65
14	スクリュウコンベヤ	GM-1/30	5.5	1	〃	〃		70
15	バケットエレベーター	GM-Lk	3.7	1	〃	〃		65
16	バイプロモーター	KEE-3	0.2	1	〃	〃		65
合 計			52.375					

なお、必要に応じ設備の構造図を添付してください。

その他の申請内容

① 工場変更認可申請書（条例第 82 条・施行規則第 30 条）

既に認可を得て設置されている工場で、業種並びに作業の種類及び方法、建物及び施設並びに配置、騒音・振動の防止の方法などの事項を変更しようとするとき。

② 公害防止管理者の選任届（条例第 105 条）

条例別表 8 に掲げる工場のうち、施行規則別表 9 に掲げる業種に該当する場合は、公害防止管理者を選任したとき。

③ 表示板の掲出（条例第 85 条）

認可を受けた工場は、認可事項を記載した表示板を、当該工場の公衆の見やすい場所に掲げてください。

④ 現況届（条例第 86 条）

公害を著しく発生させる恐れのある工場（別表第 8）は、3 年ごとに工場の現況を報告することが義務づけられています。

なお、レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場はこれに該当します。

⑤ 事故届（条例第 98 条）

事故が発生した場合は次に掲げる内容について届出が義務づけられています。

ア 施設の呼称、破損、操業の誤り等不測の事態により著しい公害が発生し、人の健康又は生活環境に支障を及ぼした場合。

イ 公害を発生させる原因になった事故が今後発生しないための計画を立てたとき。

ウ 前項のイの規定による措置が完了したとき。

⑥ 工場・氏名等変更届（条例第 87 条）

工場の名称及び代表者氏名並びに住所を変更したときに届出が義務づけられています。

⑦ 工場廃止届（条例第 87 条）

認可に係る工場を廃止したとき。なお、工場が移転した場合も同様に届出をすることが義務づけられています。

⑧ 承継届書（条例第 88 条）

工場を譲り受け又は借り受けたもの並びに相続又は合併があったとき。

別 紙 資 料

- 1、工場の表示板の掲出（条例施行規則別記第 1 1 号様式）
- 2、工場の作業の種類（条例別表第 1）
- 3、工場で取り扱う有毒ガス又は有害物質（条例別表第 3・第 4）

別紙資料 1 工場の表示板の掲出

第11号様式（第36条関係）

認可番号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

認可工場

認可年月日

認可者

工場の名称		認可条件及び公害防止措置
工場設置者の氏名		
業種		
公害防止担当部課	担当部課 責任者氏名 電話番号	

25.7センチメートル以上

36.4センチメートル以上

環境確保条例

（表示板の掲出）

第85条 第81条第1項の規定による認可を受けたものは、規則で定めるところにより、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、工場の名称、認可年月日、公害の防止に関する遵守事項その他知事が必要と認める事項を記載した表示板を、当該工場の公衆の見やすい場所に掲出しておかなければならない。

環境確保条例施行規則

（表示板の掲出）

第36条 条例第85条の規定による表示板の掲出は、別記第11号様式による表示によらなければならない。

- 2
- 条例第81条第1項の規定による認可を受けた者は、前項の表示板の記載事項を変更しなければならない事由が生じたときは、速やかに当該記載事項を変更しなければならない。

別紙資料 2 工場の作業の種類

別表第 1 工場（第 2 条関係）

一 定格出力の合計が 2.2 キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において 1 年以上行うものに限る。）

二 定格出力の合計が 0.75 キロワット以上 2.2 キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場

- (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
- (2) 印刷又は製本
- (3) 印刷用平版の研磨(ま)又は活字の鋳造
- (4) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸(のこ)を使用するものを除く。）
- (5) 金属やすり、針、釘(くぎ)、鋌(びょう)又は鋼球の製造
- (6) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
- (7) 金属箔(はく)又は金属粉の製造
- (8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
- (9) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
- (10) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨(ま)
- (11) ガラスの研磨(ま)又は砂吹き
- (12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において 1 年以上行うものに限る。）
- (13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
- (14) 液体燃料用のバーナーの容量が 1 時間当たり 20 リットル以上又は火格(ごう)子面積が 0.5 平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工

三 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場

- (1) 金属線材（管を含む。）の引抜き
- (2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
- (3) 厚さ 0.5 ミリメートル以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨(ま)、切削若しくは鋌(びょう)打ち
- (4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
- (5) 塗料、染料又は絵具の吹付け
- (6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
- (7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
- (8) ドライクリーニング
- (9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
- (10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製
- (11) たん白質の加水分解

- (12) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
- (13) 石綿、岩綿、鉋さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥(と)石又はるつぼの製造
- (14) 電気分解又は電池の製造
- (15) 床面積の合計が 50 平方メートル以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (16) ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
- (17) 発電の作業
- (18) 金属の溶融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。）
- (19) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (20) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (21) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (22) 印刷用インク又は絵具の製造
- (23) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
- (24) 電気用カーボンの製造
- (25) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (26) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (27) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (28) 肥料の製造
- (29) ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
- (30) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (31) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (32) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (33) ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34) 有機薬品の合成
- (35) 火床面積が 0.5 平方メートル以上又は焼却能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (36) 油缶その他の空き缶の再生
- (37) 金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
- (38) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (39) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (40) 紙又はパルプの製造
- (41) 写真の現像
- (42) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (43) 有害物質を排出する物の製造又は加工

別表第 3 有害ガス(第 2 条関係)

- 1 弗(ふつ)素及びその化合物
- 2 シアン化水素
- 3 ホルムアルデヒド
- 4 メタノール
- 5 イソアミルアルコール
- 6 イソプロピルアルコール
- 7 塩化水素
- 8 アクロレイン
- 9 アセトン
- 10 塩素
- 11 メチルエチルケトン
- 12 メチルイソブチルケトン
- 13 ベンゼン
- 14 臭素及びその化合物
- 15 窒素酸化物
- 16 トルエン
- 17 フェノール
- 18 硫酸 (三酸化いおうを含む。)
- 19 クロム化合物
- 20 キシレン
- 21 塩化スルホン酸
- 22 トリクロロエチレン
- 23 テトラクロロエチレン
- 24 ピリジン
- 25 酢酸メチル
- 26 酢酸エチル
- 27 酢酸ブチル
- 28 ヘキサン
- 29 スチレン
- 30 エチレン
- 31 二硫化炭素
- 32 クロルピクリン
- 33 ジクロロメタン
- 34 1,2—ジクロロエタン
- 35 クロロホルム
- 36 塩化ビニルモノマー
- 37 酸化エチレン
- 38 砒(ひ)素及びその化合物
- 39 マンガン及びその化合物
- 40 ニッケル及びその化合物
- 41 カドミウム及びその化合物
- 42 鉛及びその化合物

別表第 4 有害物質(第 2 条関係)

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐(りん)化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒(ひ)素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 アルキル水銀化合物
- 9 ポリ塩化ビフェニル
- 10 トリクロロエチレン
- 11 テトラクロロエチレン
- 12 ジクロロメタン
- 13 四塩化炭素
- 14 1,2—ジクロロエタン
- 15 1,1—ジクロロエチレン
- 16 シス—1,2—ジクロロエチレン
- 17 1,1,1—トリクロロエタン
- 18 1,1,2—トリクロロエタン
- 19 1,3—ジクロロプロペン
- 20 チウラム
- 21 シマジン
- 22 チオベンカルブ
- 23 ベンゼン
- 24 セレン及びその化合物
- 25 ほう素及びその化合物
- 26 ふっ素及びその化合物